

要望に対する主な措置状況

要望項目	結果の概要														
<p>1 地方交付税の必要額の確保等</p>	<p>(1) 一般財源総額の確保と質の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税等の一般財源総額について、平成 30 年度を 0.6 兆円上回る 62.7 兆円を確保。 ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額について平成 30 年度を 0.2 兆円上回る 16.2 兆円を確保。 ・ 臨時財政対策債の発行額について、平成 30 年度比 0.7 兆円減となる 3.3 兆円に大幅抑制（地方の財源不足が大幅に縮小）。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地方税</td> <td style="text-align: right;">40 兆 1,633 億円（前年度比 +7,339 億円）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地方譲与税</td> <td style="text-align: right;">2 兆 7,123 億円（同 +1,369 億円）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地方特例交付金</td> <td style="text-align: right;">1,991 億円（同 + 447 億円）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">臨時交付金</td> <td style="text-align: right;">2,349 億円（同 皆増）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地方交付税</td> <td style="text-align: right;">16 兆 1,809 億円（同 +1,724 億円）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">臨時財政対策債</td> <td style="text-align: right;">3 兆 2,568 億円（同 ▲7,297 億円）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一般財源総額</td> <td style="text-align: right;">62 兆 7,072 億円（同 +5,913 億円）</td> </tr> </table> <p>※ 一般財源総額は、東日本大震災分への一般財源充当分 402 億円を控除した額（通常収支分）</p> <p>(2) 幼児教育の無償化に係る財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年 10 月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、来年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応。 	地方税	40 兆 1,633 億円（前年度比 +7,339 億円）	地方譲与税	2 兆 7,123 億円（同 +1,369 億円）	地方特例交付金	1,991 億円（同 + 447 億円）	臨時交付金	2,349 億円（同 皆増）	地方交付税	16 兆 1,809 億円（同 +1,724 億円）	臨時財政対策債	3 兆 2,568 億円（同 ▲7,297 億円）	一般財源総額	62 兆 7,072 億円（同 +5,913 億円）
地方税	40 兆 1,633 億円（前年度比 +7,339 億円）														
地方譲与税	2 兆 7,123 億円（同 +1,369 億円）														
地方特例交付金	1,991 億円（同 + 447 億円）														
臨時交付金	2,349 億円（同 皆増）														
地方交付税	16 兆 1,809 億円（同 +1,724 億円）														
臨時財政対策債	3 兆 2,568 億円（同 ▲7,297 億円）														
一般財源総額	62 兆 7,072 億円（同 +5,913 億円）														
<p>2 固定資産税の安定的確保</p>	<p>(1) 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。 														

要望項目	結果の概要
<p>3 地方債の借入条件等の改善等</p>	<p>(1) 公共施設等の適正管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」の地方債による措置について、長寿命化事業の対象施設を拡充（橋梁、都市公園施設等を新たに追加）。 <p>【充当率等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業） （充当率 90%、元利償還金に対する交付税措置率：財政力に応じて 30%～50%） <p>(参考) 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく防災対策を推進するため、地方財政計画に事業費（国直轄・補助事業 1.2 兆円、地方単独事業 0.3 兆円）を計上するとともに、その地方財政措置として新たな地方債を創設。 <p>【充当率等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業 （充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率：50%） ○緊急自然災害防止対策事業債 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生予防・拡大防止を目的とした河川、治山、農業水利施設等の防災インフラ整備に関する地方単独事業 （充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率：70%）